

山形県DV被害者支援基本計画の概要

1 計画の基本的な考え方

経緯 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画

平成18年3月 山形県DV被害者支援基本計画策定

平成22年度 山形県男女共同参画審議会、市町村、DV関係機関及び団体との意見交換

<計画期間> 平成23~27年度

<基本目標> 男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

配偶者のみならず、親しいパートナーまで拡大して、男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現を目指す

3つの視点を重視

① 被害者の視点に立った支援

被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を目指し、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた被害者支援について充実を図るとともに、未然防止のための啓発なども充実します。

② 関係機関の連携強化

DV被害者の多様化・複雑化に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、県、市町村及び関係機関の連携を強化し、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携・協力体制の構築を図ります。

③ 実施主体の役割の明確化・具体的取組み等の明記

施策の指針（基本目標、基本の柱、施策の方向等）の他、実施主体の役割の明確化、具体的な取組みを明記した内容とします。

2 計画の内容

